事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

(1)～(15)　（略）

(16)　無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者、無人航空機の設計、製造、整備、改造若しくは検査をする者又は無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(17)　指定試験機関

(18)　登録講習機関

(19)　登録更新講習機関

(20)　（略）

２～４　（略）

（立入検査の拒否等の罪）

第158条　（略）

（略）

事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

(1)～(15)　（略）

(16)　無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

（新設）

（新設）

（新設）

(17)　（略）

２～４　（略）

（立入検査の拒否等の罪）

第158条　（略）

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第三条の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第三号様式及び第七号様式による検査員の証票とみなす。

○国土交通省令第五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の二十四、第百三十二条の二十六第一項及び第三項第四号（これらの規定を同法第百三十二条の二十七第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の二十八第二項、第百三十二条の三十第一項及び第二項、第百三十二条の三十二第二項第三号及び第四号、第百三十二条の三十七、第百三十二条の三十八第二項並びに第百三十七条の四の規定に基づき、無人航空機登録検査機関に関する省令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

無人航空機登録検査機関に関する省令

（趣旨）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の二十四の規定による登録検査機関の登録に関しては、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第三条　法第百三十二条の二十四の規定による登録は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

二　無人航空機検査事務を行おうとする事業所の住所が前号の住所と異なる場合にあっては、当該事業所の名称及び所在地

三　無人航空機検査事務を開始しようとする年月日

四　無人航空機検査事務の能力及び範囲並びに種類

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

四　登録の申請に係る意思の決定を証する書類

五　申請者が法第百三十二条の二十六第一項各号の規定に適合することを説明した書類

六　申請者が法第百三十二条の二十六第二項各号のいずれにも該当しないことを証する書類

七　申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

八　前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した書類

（登録検査機関登録簿の登録事項）

第四条　法第百三十二条の二十六第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　無人航空機検査事務を行う能力及び範囲並びに種類

二　無人航空機検査事務を開始しようとする年月日

（役員の選任の届出等）

第五条　登録検査機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名を記載した届出書にその者の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。

２　登録検査機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添えて国土交通大臣に届け出なければならない。